

令和2年7月豪雨災害復旧工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

令和2年7月豪雨災害の復旧を円滑に行うための施工確保対策として、次のとおり建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いの運用要件を緩和します。

※令和2年7月豪雨災害復旧工事を含む場合に限る。

1 兼任可能な工事等の数

2件 ⇒ 令和2年7月豪雨災害復旧工事分も含めて5件まで可能とする。

2 工事等の請負金額

3,500万円未満 ⇒ 金額の制限（上限）を設けない。

3 適用期間

令和4年3月の入札案件まで